

## 周南市業務委託の請負契約に係る低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市が競争入札により業務委託（測量・建設コンサルタント等を除く。以下同じ。）の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の判断をするための調査（以下「低入札価格調査」という。）の取扱いについて、必要な事項を定め、もって当該契約の内容に適合した履行の確保と公正な取引の秩序を維持することを目的とする。

(対象となる請負契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、競争入札に付する業務委託のうち、予定価格（単価契約の場合は、予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）1000万円以上の請負契約とする。ただし、予定価格が1000万円未満のものであっても、入札執行者が特に必要と判断した場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が契約の内容・仕様及び性質により低入札価格調査を適用することが適当ではないと認められるものについては、この要領を適用しないことができる。

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に10分の8を乗じて得た額とし、別記第1号様式により算定する。

2 単価契約における調査基準価格の端数処理については、小数点第3位以下は、切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 契約主管課の担当者は、調査基準価格を下回った入札を行った者は必ずしも落札者とならず、落札結果を保留し、調査後改めて落札者を決定する旨及び調査基準価格を算定する率（入札書比較価格に占める割合）を一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知とあわせて、入札参加者へ周知する。（別記第2号様式）

(調査の対象)

第5条 調査の対象とするものは、入札価格が調査基準価格に満たないものとする。

第6条 削除

(入札の保留)

第7条 入札執行者は、入札の結果、第5条の調査基準価格未満の入札が行われた場合は、「調査基準価格未満の入札があったので落札決定を保留する」と宣言し、「履行の確保が図られるか否かを調査、検討のうえ、落札者は後日に決定して公表する」旨を告げて入札を終了する。

(調査の方法)

第8条 入札執行者は、入札終了後、調査基準価格を下回った入札者（以下「調査対象者」という。）に対して調査を行う旨を告げるとともに、低入札価格調査事項に対する回答書（別記第4号様式）及びその他参考資料（以下これらを「回答書等」という。）を提出させ、その内容について聞き取り調査を行うものとする。

2 入札執行者は、入札価格の低い者から順に聞き取り調査を行い、すべての調査事項について聞き取り調査するものとし、第10条により落札候補者が決定した時点で、以後の調査対象者への聞き取り調査は行わず調査を終了する。ただし、第11条により落札候補者が不落札として決定した場合は、次順位以降の調査対象者への調査を行うものとする。

3 調査対象者が回答書等の提出を行わない場合、必要事項に記載がない場合又は聞き取り調査に応じない場合など、調査に協力しない場合は失格とする。

(調査の実施)

第9条 入札執行者は入札終了後、調査対象者に対して回答書等及び低入札価格調査表（別記第5号様式）により、次の事項について調査する。この場合において、調査の結果によっては再調査を実施することもあるので、その旨を調査対象者に伝えるものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 当該契約の履行体制について
- (3) 現在履行中の業務状況について
- (4) 経営状況

(5) その他必要な事項

- 2 前項の調査は、入札執行者が指名する者をもって調査する。
- 3 入札執行者は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の調査対象者以外の入札参加者についても、調査を求めることができる。

(判断基準)

第10条 前条の契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断は、別に定める判断基準に基づき行うものとし、当該契約内容に適合した履行がされると判断した場合は、当該調査対象者を落札候補者として決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約主管課が必要に応じて別に判断基準を定めることができる。この場合は、あらかじめ周南市契約等審査会（以下「審査会」という。）に諮り決定するものとし、入札参加者への周知は第4条を準用する。

(審査及び決定)

第11条 入札執行者は、第9条の聞取り調査の結果について審査会に低入札価格調査表（別記第5号様式）及び関係書類（以下これらを「資料等」という。）を提出するものとする。この場合において、審査会は、提出された資料等に基づき審査をするものとし、落札不落札の決定を行うものとする。

(調査結果の通知)

第12条 落札を決定したときは、当該入札参加者に対して入札結果通知書（別記第6号様式）を速やかに通知する。

(調査結果の公表)

第13条 調査結果の公表は閲覧方式とし、閲覧場所は情報公開総合窓口とする。

- 2 公表は当該契約を締結した後、速やかに低入札価格調査結果（別記第7号様式）により行うものとし、公表後1年間が経過するまで閲覧に供する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行し、施行日以降の指名通知又は入札公告から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 29 日から施行し、施行日以降の指名通知又は入札公告から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の第 3 条第 1 項の規定並びに別記様式第 1 号から第 3 号まで及び別記様式第 6 号の様式は、平成 26 年度予算以降の契約に適用し、平成 25 年度予算の契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 低入札調査基準価格設定書

業 務 名 \_\_\_\_\_

調査基準価格	円
--------	---

上記のとおり定める

年 月 日

入札監理担当課長

【調査基準価格の算出】 予定価格の100/110に、8/10を乗じて得た額

単価契約における調査基準価格の端数処理については、小数点第3位以下は、切り捨て

設計金額	円
予定価格	円
入札書比較価格 (予定価格×100/110)	円
入札書比較価格×8/10	円

重要

## 低入札価格調査制度に関する注意

業 務 名

---

入 札 日

---

上記の業務委託の入札については、下記の扱いとなりますので、十分理解した上で、入札してください。

### ○低入札価格調査制度とは

調査基準価格を設定し、それを下回る入札については、聞取り調査を行い、落札者を決定する制度です。

よって、調査基準価格を下回った入札は、必ずしも落札者とはならない場合があります。

### ○低入札価格調査制度導入の目的

行き過ぎた価格競争を未然に防ぎ、委託品質の向上と受託者の経営安定に繋がります。

契約内容に適合した履行がされない損害を排除します。

### ○調査基準価格の算出

予定価格の100/110に、8/10を乗じて得た額とします。

周南市役所 契約監理課  
物品業務委託担当  
電話 0834-22-8234

別記様式第4号 (第8条、第9条関係)

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名

電話番号

FAX番号

### 入札価格調査事項に対する回答書

( ) 業務委託の入札について、本書及び別添資料のとおり回答いたします。

#### (1) 当該価格により入札した理由について

・入札価格の積算根拠 別紙 入札価格の内訳書のとおり

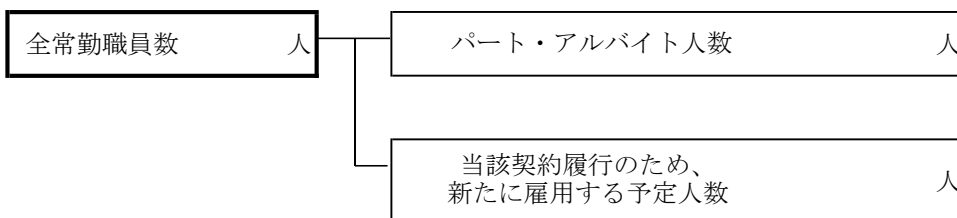
・通常の自社の見積り及び過去の類似契約額と比較して、著しく低廉な場合は、低廉に出来る理由

・過去において受注・履行した同種又は類似の業務契約

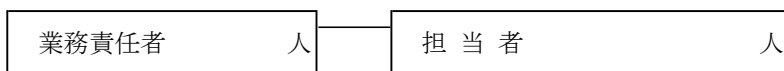
業 務 名	元請又は下請	契約相手方の名称	契約金額【千円】	履行に係る職員数【計】	契約期間
					・ ・ から ・ ・ まで
					・ ・ から ・ ・ まで
					・ ・ から ・ ・ まで
					・ ・ から ・ ・ まで
					・ ・ から ・ ・ まで

(2) 当該契約の履行体制について

・職員数



・当該契約の履行体制



※再委託を予定する場合のみ記入  
(契約書により、再委託については発注者の承諾が必要)

再委託の相手方名称	
再委託予定金額	
再委託の業務内容	
再委託の理由	

(3) 現在履行中の業務状況

業 務 名	元請又は下請	契約相手方の名称	契約金額【千円】	履行に係る職員数【計】	契約期間
					. . から . . まで
					. . から . . まで
					. . から . . まで
					. . から . . まで
					. . から . . まで

(4) 経営状況 競争入札参加資格申請の提出書類 決算報告書(財務諸表)のとおり

※各項目ごと必要に応じて添付資料及び記載欄を追加して、提出してください。



別紙

## 入札価格の内訳書

(記載例)

件名 ( )

項目	種別	細別	単位	数量	単価	積算額	摘要
直接業務費	直接人件費	〇〇清掃					
		〇〇検査					
		〇〇保守点検					
		〇〇警備					
		〇〇収集・運搬・処分					
		〇〇調査・研究					
		〇〇企画・製作					
		〇〇運送					
	直接経費	事務用品費					
		旅費交通費					
		印刷製本費					
		材料費					
		機械経費					
		水道光熱電力料					
		租税公課					
		保険料					
		調査研究費					
		地代家賃					
間接業務費	諸経費	諸経費					
		技術経費					
業務費計							
消費税及び地方消費税相当額							
合計							

## 低入札価格調査表

1. 調査対象業者 \_\_\_\_\_
2. 業務名 \_\_\_\_\_
3. 予定価格（入札比較価格） \_\_\_\_\_ 円（ \_\_\_\_\_ 円）
4. 調査基準価格 \_\_\_\_\_ 円
5. 入札価格 \_\_\_\_\_ 円 入札比較価格の \_\_\_\_\_ %
6. 基本的判断基準

基 準	適・否
①企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。	
②現在の職員数及び現在の履行中業務人数に照らして、配置人数が十分であること。	
③経営内容に特段の問題がないこと。	
④受注意欲があり調査に協力的であること	
総 合 判 断	

7. 調査実施概要

調査項目	調査結果
(1) 当該価格で入札した理由	
(2) 当該契約の履行体制について	
(3) 現在履行中の業務状況	
(4) 経営状況	
(5) その他必要な事項	

(共通)

別記様式第6号様式(第12条関係)

第 号  
年 月 日

## 入札結果通知書

様

周南市長

下記の入札において保留となっておりました結果について、下記の者を落札者と決定しましたので通知いたします。

記

入札日時	
件 名	
落 札 者	
落札金額	¥ (契約希望金額の110分の100)

### 低入札価格調査結果（業者別）

年 度	
契 約 担 当 課	
業 務 名	
入 札 方 法	
入 札 日	
予 定 価 格	
入 札 書 比 較 価 格	
調 査 基 準 価 格	
入 札 者	
入 札 額	
調 査 結 果	
理 由	

## 周南市業務委託の請負契約に係る低入札価格調査判断基準

周南市業務委託の請負契約に係る低入札価格調査事務取扱要領の第10条に基づく判断基準を次のとおり定める。

### 1. 調査項目・内容及び判断基準

調 査 項 目 ・ 内 容	判断基準
<p>(1) 当該価格により入札した理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算出根拠が明確であるかどうか。</li> <li>・ 内訳書の数量等が、仕様書に対応した内容になっているか。</li> <li>・ 労務等の単価が、山口県の最低賃金以上に確保されているか。</li> <li>・ 通常の自社の見積り及び過去の類似契約額と比較して、著しく低廉な価格になっているかどうか。</li> <li>・ 低廉にできる理由</li> <li>・ 不当廉売（継続して他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。）にあたるかどうか。</li> </ul>	<p>企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。</p> <p>業務の適切な実施及び成果品の品質の確保が可能であること。</p>
<p>(2) 当該契約の履行体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容に応じた職員数となっているか。</li> <li>・ 再委託予定の業務内容、金額、理由等妥当なものであるか。</li> </ul>	<p>現在の職員数及び現在の履行中業務人数に照らして、配置人数が十分であること。</p>
<p>(3) 現在履行中の業務状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在履行中の職員数等を考え、職員の体制は十分であるか。</li> </ul>	
<p>(4) 経営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務に支障がないかを財務諸表により確認する。</li> </ul>	<p>経営内容に特段の問題がないこと。</p>
<p>(5) その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査に協力的であるか。</li> <li>・ 受注意欲</li> <li>・ 信用状況（直近2年間において指名停止の有無を確認）</li> <li>・ その他</li> </ul>	<p>受注意欲があり調査に協力的であること。</p> <p>その他必要と判断されるものについて、検証し適否の判断を行う。</p>

### 2. 落札・不落札の判断

上記を総合的に勘案して、最終的に落札・不落札を決定する。